

○退隠料及び遺族扶助料の年額の改定に関する条例

昭和41年1月10日条例第2号

(恩給法の改正に準じた年額の改定)

第1条 吹田市吏員恩給条例(昭和24年吹田市条例第98号。以下「恩給条例」という。)に基づく退隠料及び遺族扶助料(以下「退隠料等」という。)の年額については、恩給法(大正12年法律第48号)の改正に準じて得た仮定給料年額を退職又は死亡当時の給料年額とみなして恩給条例の規定によつて算出して得た額に改定する。

(控除調整下限額による年額の調整)

第2条 退隠料等(恩給条例第17条第1号に規定する遺族扶助料を除く。以下この条において同じ。)の年額(吹田市吏員恩給条例等の一部を改正する条例(昭和51年吹田市条例第37号)附則第5条第1項の規定による加算の年額を含む。以下この条において同じ。)は、この条の規定の適用がないものとした場合における退隠料等の年額が国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和33年法律第129号)第13条の2第1項に規定する控除調整下限額(以下「控除調整下限額」という。)を超えるときは、当該年額に0.9を乗じて得た額(その額に50円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げた額)とする。ただし、その額が控除調整下限額に満たないときは、控除調整下限額とする。

(職権改定)

第3条 この条例の規定による退隠料等の年額の改定は、市長が受給者の請求を待たずに行う。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行し、昭和40年10月1日(以下「切替日」という。)から適用する。

(給料年額の切替え)

第2条 切替日における退隠料又は遺族扶助料の年額の計算の基礎となる給料年額は、附則別表の給料年額切替表の切替日の前日における給料年額に対応する給料年額とする。

(昭和35年3月31日以前に給与事由の生じた恩給の年額の改定)

第3条 昭和35年3月31日以前に退職し、若しくは死亡した吏員又はその遺族に支給する恩給条例に基づく退隠料及び遺族扶助料については、昭和40年10月分以降その年額を、前条の切替後の給

料年額を基礎とした年額に改定する。

第4条 前条の規定により年額を改定された退隠料（恩給条例第8条第1項第2号に規定する場合に支給される退隠料を除く。）又は遺族扶助料（妻又は子に支給される遺族扶助料を除く。）で、次の表の左欄に掲げる月分のものについては、当該月分に対応するそれぞれの月の前月の末日における当該退隠料又は遺族扶助料を受ける者の年齢（遺族扶助料を受ける者が2人あり、かつ、その2人が遺族扶助料を受けているときは、そのうちの年長者の年齢）が同表の右欄に掲げる年齢の区分のいずれかに属するときは、改定年額と改定前の年額との差額にそれぞれ当該年齢の区分の欄に定める割合を乗じて得た額を停止する。

月分	年齢の区分		
	60歳未満	60歳以上 65歳未満	65歳以上 70歳未満
昭和40年10月分から 昭和41年6月分まで	30分の30	30分の20	30分の15
昭和41年7月分から 昭和41年9月分まで	30分の30	30分の15	30分の15
昭和41年10月分から 昭和41年12月分まで	30分の30	30分の15	

2 前条の規定により年額を改定された遺族扶助料で、妻又は子に支給する次の表の左欄に掲げる月分のものについては、当該月分に対応するそれぞれの月の前月の末日における当該遺族扶助料を受ける者の年齢が同表の右欄に掲げる年齢の区分のいずれかに属するときは、改定年額と改定前の年額との差額にそれぞれ当該年齢の区分の欄に定める割合を乗じて得た額を停止する。

月分	年齢の区分	
	65歳未満	65歳以上70歳未満
昭和40年10月分から 昭和40年12月分まで	30分の20	30分の15
昭和41年1月分から 昭和41年9月分まで	30分の15	30分の15

（昭和35年4月1日以後に給与事由の生じた恩給の年額の改定）

第5条 昭和35年4月1日以後に退職し、若しくは死亡した吏員又はその遺族で、切替日の前日に

において現に退隠料又は遺族扶助料を受けているものについては、同年10月分以降その年額を、昭和35年3月31日において施行されていた給与に関する条例（以下「旧給与条例」という。）がその吏員の退職し、若しくは死亡した日まで施行されていたとしたならばその者の旧給与条例の規定により受けるべきであつた恩給の年額の計算の基礎となるべき給料年額にそれぞれ対応する附則別表の給料年額を退職又は死亡当時の給料年額とみなして恩給条例の規定によって算出して得た年額に改定する。ただし、改定年額が従前の年額に達しない者については、この改定は行なわない。

- 2 前条の規定は、前項の規定により年額を改定された退隠料及び遺族扶助料を受ける者について準用する。

附則別表

給料年額切替表

切替日の前日における給料年額	給料年額
86,000円	103,200円
88,300	106,000
90,400	108,500
93,300	112,000
95,100	114,100
98,400	118,100
103,200	123,800
108,200	129,800
113,100	135,700
118,200	141,800
123,100	147,700
128,100	153,700
131,300	157,600
134,500	161,400
138,200	165,800
143,400	172,100
147,800	177,400

152,100	182,500
157,200	188,600
162,300	194,800
167,900	201,500
173,600	208,300
180,700	216,800
185,000	222,000
190,800	229,000
196,400	235,700
207,700	249,200
210,600	252,700
219,100	262,900
230,500	276,600
243,100	291,700
249,500	299,400
255,600	306,700
264,400	317,300
269,500	323,400
284,500	341,400
291,900	350,300
299,600	359,500
314,600	377,500
329,700	395,600
333,600	400,300
346,000	415,200
363,700	436,400
381,200	457,400
392,000	470,400
402,600	483,100

423,900	508,700
445,300	534,400
449,600	539,500
466,600	559,900
488,000	585,600
509,400	611,300
530,700	636,800
544,100	652,900
558,400	670,100
586,000	703,200
613,800	736,600
629,800	753,400
641,400	769,700
669,000	802,800
681,700	818,000
696,700	836,000
724,300	869,200
754,400	905,300
769,900	923,900
784,600	941,500
800,000	960,000
814,800	977,800
844,900	1,013,900
875,000	1,050,000
889,800	1,067,800
905,200	1,086,200

- 1 附則第5条の適用を受ける者については、本表中「切替日の前日における給料年額」とあるのは「旧給与条例の規定により受けるべきであつた恩給の年額の計算の基礎となるべき給料年額」と読み替える。

2 旧給与条例の規定により受けるべきであつた恩給の年額の計算の基礎となるべき給料年額がこの表の額と合致しないものについては、その直近多額の給料年額に対応する給料年額による。ただし、旧給与条例の規定により受けるべきであつた恩給の計算の基礎となるべき給料年額が86,000円未満の場合においては、その年額に100分の120を乗じて得た額（その額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げるものとする。）を給料年額とする。

附 則（昭和42年3月31日条例第5号）

改正

平成12年5月31日条例第27号
令和6年10月18日条例第25号
令和7年7月14日条例第29号
令和8年7月6日条例第22号

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行し、昭和41年10月1日から適用する。

（昭和23年6月30日以前に給与事由の生じた退隠料等の年額の特例）

第2条 昭和23年6月30日以前に退職し、又は死亡した職員に支給する退隠料及び遺族扶助料の年額の改定に関する条例（昭和41年吹田市条例第2号。以下「旧条例」という。）附則第3条に基づく退隠料又は遺族扶助料の年額は、昭和41年10月分以降、その年額の計算の基礎となつている給料年額にそれぞれ対応する附則別表の仮定給料年額を退職又は死亡当時の給料年額とみなし、恩給条例の規定により算出して得た額に改定する。ただし、改定年額が従前の年額をこえないものについては、この改定は行なわない。

2 改定後の旧条例附則第4条の規定は、前項の規定により年額を改定された退隠料又は遺族扶助料の支給について準用する。

（退隠料等の年額の最低保障）

第3条 退隠料又は遺族扶助料で、次の表の左欄に掲げる区分のいずれかに該当するものの令和8年4月分以降の年額が、それぞれ同表の左欄に掲げる区分に対応するこれらの右欄に掲げる額に満たないときは、当該右欄に掲げる額をもつてその年額とする。

退隠料又は遺族扶助料	金額
退隠料	1,208,600円

遺族扶助料	845,100円
-------	----------

(令和8年3月31日までの退隠料等の年額)

第4条 令和8年3月31日以前に給与事由の生じた前条に規定する退隠料又は遺族扶助料の同日までの年額については、なお従前の例による。

(改定の実施)

第5条 この条例の規定による退隠料又は遺族扶助料の年額の改定は、市長が受給者の請求を待たずに行なう。

附則別表

退隠料及び遺族扶助料の年額の計算の基礎 となっている給料年額	在職年数	仮定給料年額
円		円
147,700	30年未満	161,400
	30年以上	165,800
153,700	30年未満	165,800
	30年以上	172,100
161,400	30年未満	177,400
	30年以上	182,500
172,100	30年未満	188,600
	30年以上	194,800
182,500	30年未満	201,500
	30年以上	208,300
201,500	20年未満	208,300
	20年以上	216,000
	23年未満	
	23年以上	222,000
216,800	20年未満	222,000
	20年以上	229,000
	23年未満	
	23年以上	235,700

229,000	20年未満	235,700
	20年以上	249,200
	27年未満	
	27年以上	252,700
249,200	20年未満	252,700
	20年以上	262,900
	27年未満	
	27年以上	276,600
262,900	20年未満	276,600
	20年以上	291,700
	27年未満	
	27年以上	299,400
291,700	24年未満	299,400
	24年以上	306,700
	30年未満	
	30年以上	317,300
306,700	24年未満	317,300
	24年以上	323,400
	30年未満	
	30年以上	341,400
323,400	30年未満	341,400
	30年以上	350,300
341,400	33年未満	350,300
	33年以上	359,500
350,300	33年未満	359,500
	33年以上	377,500
359,500	33年未満	377,500
	33年以上	395,600
377,500	33年未満	395,600

	33年以上	400,300
395,600	33年未満	400,300
	33年以上	415,200
400,300	33年未満	415,200
	33年以上	436,400
436,400	35年未満	436,400
	35年以上	457,400
470,400	35年未満	470,400
	35年以上	483,100
508,700	35年未満	508,700
	35年以上	534,400
534,400	35年未満	534,400
	35年以上	539,500
539,500	35年未満	539,500
	35年以上	559,900
559,900	35年未満	559,500
	35年以上	585,600
611,300	35年未満	611,300
	35年以上	636,800
670,100	35年未満	670,100
	35年以上	703,200
769,700	35年未満	769,700
	35年以上	802,800
869,200	35年未満	869,200
	35年以上	905,300
941,500	35年未満	941,500
	35年以上	960,000
1,013,900	35年未満	1,013,900
	35年以上	1,050,000

退隠料及び遺族扶助料の年額の計算の基礎となつている給料年額がこの表の額と合致しないものについては、その直近多額の給料年額に対応する仮定給料年額による。

附 則（省略）

附 則（昭和51年10月15日条例第37号）

改正

（省略）

令和4年3月11日条例第2号

令和6年10月18日条例第25号

令和7年7月14日条例第29号

令和8年7月6日条例第22号

（施行期日等）

第1条 この条例は、公布の日から施行し、昭和51年7月1日から適用する。

（年額の改定）

第2条 吏員又はその遺族に支給する退隠料又は遺族扶助料については、昭和51年7月分以降、その年額を、その年額の計算の基礎となつている給料年額にそれぞれ対応する附則別表の仮定給料年額を退職又は死亡当時の給料年額とみなして算出して得た年額（その額に、50円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げる。）に改定する。

第3条及び第4条 （省略）

（遺族扶助料の年額に係る加算の特例）

第5条 吹田市吏員恩給条例（以下「恩給条例」という。）第17条に規定する遺族扶助料を受ける者が妻であつて、その妻が次の各号のいずれかに該当する場合には、その年額に、当該各号に定める額を加えるものとする。

（1） 遺族扶助料を受ける妻により生活を維持し、又はこれと生計を共にする吏員の子（未成年の子及び成年の子（身体又は精神に障害があつて生活資料を得る途のない者に限る。）であつて遺族扶助料を受ける権利を有する者。以下「扶養遺族である子」という。）が2人以上ある場合 284,400円

（2） 扶養遺族である子が1人ある場合 162,400円

（3） 60歳以上である場合（前2号に該当する場合を除く。） 162,000円

2 前項の場合において、恩給法による扶助料又は地方公務員の退職年金に関する条例による遺族年金の支給を受ける場合で別に定める場合に該当するときは、この限りでない。

3 第1項の規定により新たに遺族扶助料の年額に加算されることとなる者の当該加算は、昭和55年8月から始めるものとする。

第5条の2 恩給条例第17条第3号に規定する遺族扶助料を受ける妻で、前条第1項各号の一に該当するものが、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第2条第2項の規定によりその効力を有するものとされた同条第1項の規定による廃止前の通算年金通則法（昭和36年法律第181号）第3条に規定する公的年金各法に基づく年金たる給付その他の年金たる給付のうち、老齢、退職又は障害を支給事由とする給付であつて、規則で定めるもの（その全額を停止されている給付を除く。）の支給を受けることができるときは、その間、前条第1項の規定による加算は行わない。ただし、恩給条例第17条第3号に規定する遺族扶助料の年額が規則で定める額に満たないときは、この限りでない。

2 前項ただし書の場合において、当該遺族扶助料の年額に前条第1項による加算額を加えた額が規則で定める額を超えるときにおける当該加算額は、当該規則で定める額から当該遺族扶助料の年額を控除した額とする。

（職権改定）

第6条 この条例の規定による退隠料及び遺族扶助料の年額の改定は、附則第4条、前条第1項第1号及び第2号並びに同条第2項の規定によるものを除き、市長が受給権者の請求を待たずに行う。

附則別表

退隠料及び遺族扶助料の年額の計算の基礎となっている給料年額	仮定給料年額
円	円
525,300	585,700
549,100	612,200
573,500	639,500
597,700	666,400
622,300	693,900
637,700	711,000

653,100	728,200
671,000	747,700
696,300	775,300
718,300	799,200
738,600	821,400
763,400	848,400
788,300	875,500
815,600	905,300
843,100	935,300
877,200	972,700
898,800	996,500
926,800	1,027,400
953,900	1,057,300
1,008,100	1,117,000
1,022,500	1,132,900
1,064,100	1,178,800
1,119,400	1,239,800
1,180,500	1,307,200
1,211,700	1,341,600
1,241,400	1,374,400
1,283,900	1,421,200
1,308,900	1,448,800
1,381,600	1,529,000
1,417,500	1,568,600
1,455,200	1,610,200
1,527,700	1,690,200
1,601,000	1,771,000
1,619,900	1,791,800
1,680,400	1,858,600
1,766,200	1,953,200

1,851,200	2,047,000
1,903,600	2,104,800
1,954,300	2,161,200
2,058,700	2,275,800
2,162,500	2,387,900
2,183,100	2,409,800
2,265,800	2,497,600
2,370,100	2,608,300
2,474,100	2,718,800
2,577,400	2,828,500
2,642,300	2,897,400
2,711,900	2,971,300
2,845,600	3,113,300
2,980,900	3,257,000
3,049,000	3,329,300
3,114,800	3,397,800
3,249,200	3,537,900
3,310,400	3,601,600
3,383,500	3,675,500
3,517,300	3,809,300
3,663,800	3,955,800
3,739,100	4,031,100
3,810,300	4,102,300
3,885,000	4,177,000
3,957,300	4,249,300
4,103,200	4,395,200
4,249,300	4,541,300
4,321,600	4,613,600
4,395,600	4,687,600

附 則（省略）

附 則（令和 7 年 7 月 14 日条例第 29 号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の退隠料及び遺族扶助料の年額の改定に関する条例の一部を改正する条例（以下「新昭和 42 年改正条例」という。）附則第 3 条の規定及び第 2 条の規定による改正後の吹田市吏員恩給条例等の一部を改正する条例（以下「新昭和 51 年改正条例」という。）附則第 5 条第 1 項の規定は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

（内払）

- 3 新昭和 42 年改正条例及び新昭和 51 年改正条例の規定を適用する場合においては、第 1 条の規定による改正前の退隠料及び遺族扶助料の年額の改定に関する条例の一部を改正する条例及び第 2 条の規定による改正前の吹田市吏員恩給条例等の一部を改正する条例の規定に基づいて支給された退隠料又は遺族扶助料は、新昭和 42 年改正条例及び新昭和 51 年改正条例の規定による退隠料又は遺族扶助料の内払とみなす。

附 則（令和 8 年 7 月 6 日条例第 22 号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の退隠料及び遺族扶助料の年額の改定に関する条例の一部を改正する条例（以下「新昭和 42 年改正条例」という。）附則第 3 条の規定及び第 2 条の規定による改正後の吹田市吏員恩給条例等の一部を改正する条例（以下「新昭和 51 年改正条例」という。）附則第 5 条第 1 項の規定は、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。

（内払）

- 3 新昭和 42 年改正条例及び新昭和 51 年改正条例の規定を適用する場合においては、第 1 条の規定による改正前の退隠料及び遺族扶助料の年額の改定に関する条例の一部を改正する条例及び第 2 条の規定による改正前の吹田市吏員恩給条例等の一部を改正する条例の規定に基づいて支給された退隠料又は遺族扶助料は、新昭和 42 年改正条例及び新昭和 51 年改正条例の規定による退隠料又は遺族扶助料の内払とみなす。